

英語パンフレット制作業務委託企画コンペ実施要領

英語パンフレット制作業務の委託事業者を選定する企画コンペを実施するに当たり、必要な事項を次のとおり定める。

1 目的

本県観光の認知、情報の拡散及び個人で来県する観光客の旅行案内として、欧米地域等旅行者に向けて、佐賀県の概要や観光、伝統・文化、自然、食材などの多彩なコンテンツを用いて佐賀県の魅力を効果的に伝えるのに必要な情報を掲載した英語パンフレットを制作する。

2 事業主体

一般社団法人佐賀県観光連盟（以下、「連盟」という。）

3 業務委託の内容

(1) 業務委託の名称

英語パンフレット制作業務委託

(2) 業務内容

別添業務委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和5年7月31日（月）まで

(4) 委託上限額

2,250,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

4 参加者の資格要件

本業務委託の企画コンペの資格要件は次のとおりとする。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ② 公募開始の6か月以内に金融機関において、不渡り手形等を出していないこと。
- ③ 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- ④ 自己又は自社の役員が、次のアからキのいずれにも該当する者でないこと、及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
ア 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団という。以下同じ。）

- イ 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑤ 共同企業体の構成員でないこと。

5 企画コンペのスケジュール及び実施方法

参加者から提出された企画提案書等について、審査を行い、最も優れた評価を得たものを受託者と決定する。

(1) スケジュール（案）

募集開始	令和5年5月11日（木）
企画コンペ参加申込締切	令和5年5月17日（水）17時必着
企画提案書提出締切	令和5年5月25日（木）17時必着
企画コンペ（書類審査会）	令和5年6月1日（木）
結果通知	審査会より7日間程度

(2) 質問の受付及び回答

企画コンペに関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。

なお、電話、来訪等口頭による質問は受け付けない。

提出書類 質問書（様式1）

受付期間 募集開始日～令和5年5月15日（月）15時必着

提出先 一般社団法人佐賀県観光連盟 誘客推進部 峯

E-mail: tomoko-mine@saga-kanko.jp

提出方法 電子メール ※送信後、着信確認の電話をすること。

(3) 企画コンペへの参加申込

① 提出種類

企画コンペ参加申込書（様式2）

団体概要及び実績（様式3）、誓約書

② 受付期間 募集開始日から令和5年5月17日(水) 17時まで

③ 提出先 一般社団法人佐賀県観光連盟 誘客推進部 峯

住所：〒840-0041 佐賀市城内1-1-59

TEL：0952-26-6754

FAX：0952-26-7528

E-mail: tomoko-mine@saga-kanko.jp

④ 提出方法 持参または郵送

⑤ 提出部数 各1部

※期限までに必要書類の提出がなかった場合、企画コンペへの参加は認めない。

(4) 企画提案書の提出

① 提出書類

ア 企画提案書(任意様式)

○用紙のサイズはA4版で両面印刷長辺綴じ(図表等については、A3版の片面印刷で折り込みも可能)とし、文字サイズはおおむね10ポイント以上にする。

○提案する企画に係る費用の総額は、上記3の(4)の委託上限額を超えないものとする。

○企画提案書には、次の項目について記載すること。

- ・会社概要、過去3年間の類似業務の請負実績
- ・本事業の目的を達成するための実施手法
- ・英語パンフレット制作のための実施体制
- ・実施スケジュール

○英語パンフレット制作のデザインイメージについて、それぞれ2種類以上提案すること。

イ 見積書(任意様式)

・費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

② 受付期間 受付開始日～令和5年5月25日(木)17時必着

③ 提出先 上記(3)の③に同じ

④ 提出方法 持参または郵送(簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る)

⑤ 提出部数 6部(正本1部・副本5部)

(5) 審査

審査員は、別に定める審査項目に従い審査を行い、最優秀者を決定する。

なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

① 審査項目 別表「企画書審査基準」のとおり

② 結果通知

すべての提案者に通知する。なお、審査経緯については、公表しない。

また、審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

6 契約に関する事項

(1) 契約候補者の特定

連盟は、審査で特定した者を、本業務契約に係る随意契約の契約候補者として特定する。ただし、次のいずれかの事由により業務契約が締結できない場合には、次点者を契約候補者として再特定する。

① 契約候補者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定するものに該当することとなったとき。

② 契約候補者が、佐賀県から指名停止を受けることとなったとき。

③ 契約候補者が本業務の契約の締結を辞退したとき。

④ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能となったとき。

(2) 業務契約金額

業務契約金額は、3の(4)の委託上限額を超えないものとする。

(3) 業務契約内容及び実施条件

① 本業務の契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重しつつ、協議の上、連盟において定める。なお、協議の過程で提案の一部の変更を求めることがある。

② 提案書に記載した総括責任者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 業務の再委託

業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ連盟の承諾を得なければならない。

7 その他留意事項

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 提出する企画案は参加者1者につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え、追加等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。

(3) 企画コンペに係る企画提案書等の作成及び提出に要する経費、企画コンペに参加するための交通費等は、全て参加者の負担とする。

(4) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加

申込書等は無効とする。

- (5) 提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分に留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (6) 公正な審査を妨害するおそれのある、あらゆる行為を禁止する。
- (7) 企画コンペ参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに8の問い合わせ先まで連絡するとともに、書面により辞退の届出を行うこと。

8 問い合わせ先

一般社団法人佐賀県観光連盟 峯 とも子

〒840-0041 佐賀市城内1丁目1-59

TEL : 0952-26-6754 FAX : 0952-26-7528

Mail : tomoko-mine@saga-kanko.jp